

平成15年1月15日

各位

株式会社 リそなホールディングス
(コ-ド番号 8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社あさひ銀行(頭取 梁瀬 行雄)の取引先である株式会社宝船について、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立が行われました。この結果、株式会社宝船について取立不能および取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 名称 | 株式会社宝船 |
| (2) 所在地 | 埼玉県さいたま市高砂 3-2-10 |
| (3) 代表者の氏名 | 佐野 弘 |
| (4) 資本金の額 | 1,999百万円 |
| (5) 事業の内容 | 家具販売業 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成15年1月14日、東京地方裁判所へ民事再生手続開始の申立

3. 当該取引先に対する債権の種類および金額

株式会社 あさひ銀行 貸出金 34億円

なお、当社子会社である大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行には、本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が平成14年11月25日に発表いたしました、平成15年3月期の業績予想に影響はございません。

以上